

阿南工業高等専門学校科学研究費補助金等取扱要項

(平成17年2月24日)

(要項第28号)

(趣旨)

第1条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）における科学研究費補助金（以下「補助金」という。）及びその他の補助金の取扱いについては、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年法律第110号）及びその他法令等に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(補助金の取扱いの委任)

第2条 本校の研究代表者又は研究分担者（以下「研究代表者等」という。）は、補助金の交付を受けるときは、その取扱いについて校長に委任しなければならない。

(受入及び預託)

第3条 経理担当者は、第2条の規定による補助金の交付を受けたときは、金融機関に預託するものとする。

2 前項の預託は、校長名義をもって行うものとする。

(補助金の使用)

第4条 経理担当者は、補助金の経理事務を行うに当たり、その受払を行うとともに、研究課題別に収支簿（別紙様式1）を備え、経費の費目別にその内容を明らかにしておかなければならない。

2 補助金の経理事務の取扱いは、この要項に定めるところによるほか、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則等の取扱いに準ずるものとする。

(交付前使用)

第5条 研究代表者等は、研究計画遂行上、補助金の交付前に当該研究の必要経費を使用する場合は、科学研究費補助金交付前使用願（別紙様式2）により事前に校長に承認を得なければならない。

2 補助金の交付前に執行したものについて、補助金が交付されなかった場合は、研究代表者等の私費によって本校に返還するものとする。

(設備等の寄附)

第6条 研究代表者等は、補助金で設備、備品又は図書を取得したときは、直ちに寄附申込書（別紙様式3）により手続きするものとする。

(研究支援者の雇用)

第7条 研究代表者等は、当該研究遂行のために研究支援者が必要となるときは、当該補助金により雇用することができる。

(その他の補助金)

第8条 科学研究費以外の補助金等の取扱いについても、この要項に準じて取り扱うものとする。

2 預金名義者等については交付先機関と協議し、遺漏のないよう適切に処理するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成17年2月24日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 阿南工業高等専門学校科学研究費補助金経理事務取扱規則（平成16年4月1日規則第55号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年6月21日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

様式 2 （第 5 条関係）

科学研究費補助金交付前使用願

和暦 年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

研究代表者
所属・職名
氏 名

新規内定
年度 の下記の科学研究費補助金を交付前に使用したいので
継 続

承認願います。

記

研 究 題 目	
研 究 課 題	
必 要 事 項	
必 要 理 由	
立替払に必要なの有無	有 ・ 無

様式 3（第 6 条関係）

寄 附 申 込 書

和 暦 年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

所属・職名
氏 名

年度科学研究費補助金により購入した下記の物品について，科学研究費補助金
取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）第 1 8 条の規定に基づき寄附します。

記

- 1．研究種目
- 2．課題番号
- 3．研究課題名
- 4．研究代表者名（所属・職名・氏名）
- 5．寄附物品

品 名	規格（仕様）	数量	金額（円）	納入年月日	備 考